

# 文京区職員措置請求監査結果

(文京区職員労働組合事務室における電気・電話料金の  
分担金について)

平成 24 年 12 月

文京区監査委員

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

東京都文京区

### 2 請求書の提出

平成24年11月6日

### 3 請求の内容

請求人が提出した文京区職員措置請求書による主張事実及び措置請求を要約・整理すると、次のとおりである。

#### (1) 主張事実

本件財務会計関係職員（決定権者：高橋豊施設管理部長（当時）、審議者：小澤信雄施設管理課長、大原登施設管理課施設管理主査）は、シビックセンターの一部を文京区職員労働組合（以下「区職労」という。）に組合事務室として目的外使用許可を行っているところ、その使用許可に係る光熱費等の実費の徴収につき、その費用分担を定めるに当たって、違法及び不適切な行政運営による場合は、失った文京区財産の回収と行政運営の改善を求める。

ア 組合事務室を使用する際の電気料金につき、実際には組合事務室で使用されている冷蔵庫、電子レンジ、パソコン、プリンターを算定根拠に加えず、その分の電気料金を徴収していない。また、組合事務室への電気メーター（子メーター）の取り付けは可能であるにも拘らず、取り付けを行っていない。これは電気料金の徴収に当たってことさら少ない算定根拠を設定しているものであるから不当であり、また、少なく算定した分が労働組合法上の不当労働行為（経費援助）に当たるものであるから違法である。

イ 電気料金は、シビックセンター内の総使用量を当該労働組合の事務所内の使用電力機器を按分して分担金を設定していると考えられる。

ウ 同じく電気料金について、月額相当額に0.5を乗じた額を最終分担額として請求し、約50%相当額について減額し、徴収していないが、これは根拠のない減額であり、文京区民の財産を阻害するばかりでなく、労働組合法上の不当労働行為（経費援助）に該当するものであるから、違法又は不当である。

エ 組合事務室に備えつけている2台の電話器は、労働組合が自ら契約設置をすべき性格のものであり、電話器を買い与えたことは、労働組合法上の不当労働行為（経費援助）に該当するものであるから、違法である。

オ 電話使用料金は、個別電話器ごとに把握できる事が物理的に可能であるにもかかわらず、それを怠り総回線数で除して平均値による算定基準とすることは、電話器ごとの使用回数が大きく相違することを考えれば妥当な方法ではない。

カ 電話料金について、月額相当額に0.5を乗じた額を最終分担額として請求していることから、約50%相当額について減額し、徴収していないが、これは根拠のない減額であり、文京区民の財産を阻害するばかりでなく、労働組合法上の不当労働行為（経費援助）に該当するものであるから、違法または不当である。

以上、アからカまでの主張事実に基づき生じた損害の補填を、文京区民が行うことについては、区が推進している「受益者負担」の原則から大きく逸脱したものであり、進めようとしている方向性とは全く逆であると断じざるを得ない。

## (2) 措置請求

本件怠る事実の発生の根拠となる目的外使用許可（平成24年3月22日）及びそれに係る実費分担の協定書の締結（平成24年3月30日）に基づき組合事務室の使用がなされている平成24年4月1日から、監査請求日（平成24年11月6日）までの間に、本件怠る事実によって生じた以下の損害について、本件財務会計関係職員に賠償させること又は区職労に補填させることを求める。

ア 平成24年4月1日から監査請求日まで冷蔵庫等を算定根拠に含めて計算した電気料金の額から減額前の電気料金を控除した額

11,039 円

算定内訳：(①53,103 円－②34,787 円) × 220(日) / 365(日)

注) ①53,103 円：冷蔵庫等を算入した場合の電気料金年間算定額（推計値・減額前）  
②34,787 円：協定による電気料金年間算定額（減額前）  
\* 損害額として具体的な金額が示されなかったことから請求の趣旨を基に算定した。

イ 平成24年4月1日から監査請求日までの電気料金減額分

10,841 円

算定内訳：(34,787 円－③16,800 円) × 220(日) / 365(日)

注) ③16,800 円：協定書による平成24年度電気料金年間分担額

ウ 電話器を買い与えたことにより区に生じた損害額

40,000 円

算定内訳：20,000 円 × 2 台

注) 損害額として具体的な金額が示されなかったことから、直近の内線電話器購入価格から算定した。

エ 平成24年4月1日から監査請求日までの電話料金減額分  
15,630円

算定内訳:(④20,618,993円÷⑤788(台)×⑥2(台)−⑦26,400円)×220(日)÷365(日)

注) ④20,618,993円: 協定書原本による電話料金全体額

⑤788台 : シビックセンター内に設置の内線電話台数

⑥2台 : ⑤の内、区職労組合事務室に設置した内線電話台数

⑦26,400円 : 協定書原本による電話料金年間分担額

\* 請求人は起案文書に添付されている協定書(案)による電話料金全体額  
18,930,831円と電話料金年間分担額24,000円に基づき損害の補填を求めているが、協定書原本による数値が正当であることから、これにより算定した。

#### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を備えているものと認め、平成24年11月8日付でこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述から、区の財務会計上の行為として、区職労の組合事務室(以下「組合事務室」という。)の使用に関する電気及び電話の使用に必要な経費の徴収状況等を監査対象とした。

### 2 監査対象部署

対象を、施設管理部施設管理課、総務部職員課及び総務部契約管財課とした。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成24年11月29日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人は、陳述において、組合事務室の使用に関し、電気料金の一部の徴収を怠っていること等を違法・不当とする請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠の提出がなされた。

### 4 関係職員等の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成24年11月30日に、施設管理部施設管理課長、総務部職員課長及び総務部契約管財課長に、また、12月18日には施設管理部長(当時)に対し、事情聴取を行った。その他、適宜、監査対象課に対し資料の提出を求めるとともに、関係職員に対するヒアリングを行った。

また、平成24年12月11日、組合事務室について現地調査を実施した。

### 第3 監査の結果

本件請求については合議により次のとおり決定した。

本件請求は理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査結果に係る判断及び理由について述べる。

### 第4 事実関係

本件請求に係る事実は、大略以下のとおりである。

#### 1 平成24年3月22日

文京区が区職労に対して行政財産の使用を許可（58.23 m<sup>2</sup>）

- ・使用料は免除とする。（文京区行政財産使用許可書第4条）
- ・使用者は、使用財産に付帯する、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。（同許可書第11条）
- ・区において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。（同許可書第13条）

#### 2 平成24年3月30日

文京区と区職労との間で、諸経費の分担方法について改めて協議を行い、協定書を交わす。

- ・協定期間は、平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ・区職労は、電気料及び電話料を分担。
- ・分担額は、次のような方法で算定する。

#### ア 電気料金

1ヶ月あたり電気使用量

蛍光灯	1.128kwh×10時間×21日＝236.88kwh
コピー	0.750kwh×1時間×21日＝15.75kwh
ファクシミリ	0.200kwh×1時間×21日＝4.20kwh
輪転機	0.200kwh×1時間×21日＝4.20kwh
合計	261.03kwh

料金（除基本料金）

4～6月（一般料金）	261.03kwh×3か月×@10.60＝8,300.75円
7～9月（夏季料金）	261.03kwh×3か月×@11.49＝8,997.70円
10月（一般料金）	261.03kwh×1か月×@10.60＝2,766.92円
11～3月（一般料金）	261.03kwh×5か月×@11.28＝14,722.09円
合計	34,787円

1ヶ月の定額料金 34,787円 ÷ 12か月 ≒ 2,899円

イ 電話料金

20,618,993 円（平成 23 年 4 月～24 年 3 月分実績）

月額 ※1,718,249 円÷788(支払対象総回線数)×2(使用回線数)=4,361 円

※平成 2 3 年度分の消費税を含む月平均額

ウ 1 ヶ月の分担額

・電気 2,899 円×0.5（減額）≒ 1,400 円

・電話 4,361 円×0.5（減額）≒ 2,200 円（100 円未満四捨五入）

エ 平成 2 4 年度分担額

・電気料金（年間） 1,400 円×12 ヶ月=16,800 円

・電話料金（年間） 2,200 円×12 ヶ月=26,400 円

3 平成 2 4 年 4 月 1 日

区職労が平成 2 4 年度分の行政財産の目的外使用許可に基づき、組合事務室の使用開始。

4 平成 2 4 年 1 1 月 6 日

請求人が、本件住民監査請求を行う。

## 第 5 監査結果に係る判断及び理由

事実関係の確認及び監査対象課の説明等に基づき、以下のとおり判断した。また、その理由について述べる。

### 1 本件減額措置等の違法性・不当性について

請求人が主張する項目（第 1 - 3 - (1) 主張事実「ウ」・「カ」）である、電気料金・電話料金の 5 0 % 減額措置については、いずれもその違法性・不当性についての根拠をほぼ同じくするものと解されるため、以下で一括して検討する。

#### (1) 違法性について（地方自治法上の問題）

請求人は、「電気料金・電話料金の 5 0 % 減額措置は、文京区民の財産を著しく阻害するので、直ちに是正し、不当に支出した金額を直ちに回収すべき」と主張するので、検討する。

まず、実費徴収が地方自治法及び文京区の関係例規上の義務であるかについて、検討する。

##### ア 地方自治法上の義務であるか

地方自治法は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項ないし第 9 項において、いわゆる行政財産の目的外使用許可の規定を設けているが、ここには使用料はもとより、その使用に係る実費徴収の規定も定められていない。また、同法第 2 2 5 条において許可された行政財産については、行政財産の使用料を「徴収することができる」としており、徴収することを義務とはしておらず、さらに実費徴収については定められていない。

したがって、地方自治法上は、行政財産の目的外使用に係る使用料はもとより、実費に関しても徴収を義務とはしていない。

#### イ 文京区の関係例規上の義務であるか

使用料については、文京区行政財産使用料条例第2条によってその使用料の額を定めるとともに、同条例第5条で減免を規定していること。また、同条例第6条では「使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する」とある。しかし、実費徴収については、その義務を定める規定は同条例には存在しない。実費徴収に関しては、文京区公有財産管理規則第25条が「部長及び教育委員会は、使用の許可に当たっては、次の各号に掲げるもののうち必要な条件を付さねばならない」として、12項目の事項と、その他必要と認める事項を挙げているところ、その12項目のうちの1項目に「実費（光熱水費等）の徴収」の項目があるにとどまるものである（同条6号）。

以上からすれば、実費の徴収及びその減免並びにその金額の算定方法の選択については、地方自治法及び文京区の関係例規に特段の定めがないことから裁量で行うことができるものである。

したがって、本件のように、減額後の料金を実費相当額として徴収しているとしても、そのことによって直ちに地方自治法違反や文京区の関係例規違反を生じるものではなく、違法性の問題は生じない。

## (2) 不当性について（地方自治法上の問題）

(1) のことから違法性の問題は生じないとしても、恣意的に実費を免除するなど、与えられた裁量権を逸脱したとすれば、不当となりうることから、これについて検討する。

本件についての関係部署の事情聴取を行った際に、施設管理課より次の説明がなされた。

「電気・電話使用料の減額については、現時点でその根拠となる当初の協定の締結時期及びその内容を証明する文書は存在していないため、明確に理由、根拠を示すことができないが、当初の協定については、いずれかの時点で区職労と庁舎管理担当課（当時）で協議して締結したものと思われる。その際、区職労については、区職員で構成する非営利団体であり、主に加入職員からの会費等の徴収のみで運営されている状況を勘案して、双方が合意のうえで分担金の50%減額をしたものとする。」

以上のことについて検討を行うと、確かに区当局と区職労との間に当初の協定を書面にしたものは確認できない。しかし、書類の保存年限である過去5年間の起案文書で確認できる協定書では、毎年度同じ算定根拠、同じ減額割合で年度ごとの分担金の協定書が取り交わされていることを確認した。また、シビックセンター移転以前の旧庁舎時代（以下「旧庁舎時代」とする。）からの状況を確認するため、当時の状況を知る者からヒアリングを行ったところ、旧庁舎時代においても現在と同様の算定方法及

び減額割合での協定であったとの証言が得られた。

以上のことから、当初に締結した協定の存在があり、①それが旧庁舎時代から反復継続されて、②労使双方ともに算定根拠や減額割合を排除する意思なく、③区職労側はもとより、労務担当の職員課長と施設管理権を有する施設管理部長も、使用料を免除し、電気料金・電話料金を減額するという慣行を認めていたものと考えられる。

したがって、そこには法的効果をもたらす労使慣行の効力が生じていたと見ることができ、現在の算定方法及び減額を行っていることについては不当とは言えない。

次に、区と区職労の関係について検討してみると、区職労は職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織された団体であり、地方公務員法に基づき認められた、自主的に組織されている団体として公証されている。こうした団体との円滑な関係を構築することにより、職員の勤務条件の安定がもたらされ、ひいては区の行政運営が民主的で効率的に運営出来ることから、区職労への組合事務室の使用許可を、公益性があるものと判断することができる。また、区職労は区職員で構成する非営利団体であり、主に加入職員からの会費等の徴収のみで運営されている状況を勘案し、使用料を免除しているとの説明についても首肯できるものである。

したがって、地方自治法上も、文京区関係例規上も、減額後の料金を実費相当額として徴収していることによる不当性の問題は生じないと判断できる。

### (3) 違法性について（労働組合法上の問題）

いずれの主張の内容も、それぞれの怠る事実により区職労に利益を与えていることが、労働組合法第7条3号の不当労働行為（経費援助）に当たり、それにより区に損害を与えていると主張するものであると解されるので、以下検討する（一般職の地方公務員で構成する区職労については、地方公務員法第58条第1項により労働組合法の適用を除外されているが、同法第52条ないし第56条により職員団体の結成及び活動について保障されていることを考慮し、経費援助に係る部分については労働組合法の趣旨を当てはめて検討してみる。）。

まず、不当労働行為とならない経費援助は、次のとおりである（労働組合法第7条3号ただし書）。

「労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。」

この法第7条3号について、新基本法コンメンタール「労働組合法」によると、「こうした組合運営に対する経費の援助には、例えば組合事務所で使用される機器備品や電話・光熱費等の費用負担（中略）など多様なものが含まれる。本号の趣旨は、労働組合が本来自己負担すべき経理上（財政上）の負担を使用者が肩代わりするこ



とにより労働組合の自立性や独立性が損なわれるおそれ大きいことから、これを禁止するところにある。(中略)ここでの法律問題は、(中略)当該経費援助が労働組合の自主性・独立性を阻害しているかどうかを実質的に検討した上で支配介入の成否を判断すべきか(いわゆる「実質説」)どうかである。」とし「実質説」が多数説であるとされている。(2011年10月7日発行 118頁 奥山明良)

本件についてみると、まず、請求人が措置を求める損害額(第1-3-(2)措置請求)「イ」・「エ」を合計すると、26,471円(平成23年4月現在の区職労加入者は1,253人であり、一人当たり換算した場合の金額は約21円)である。

また、区の関係各課に対する事情聴取の際、実費の減額を実施してきた理由としては、第5-1-(2)と同様に施設管理課より以下の説明がなされた。

「電気・電話使用料の減額については、現時点でその根拠となる当初の協定の締結時期及びその内容を証明する文書は存在していないため、明確に理由、根拠を示すことができないが、当初の協定については、いずれかの時点で区職労と庁舎管理担当課(当時)で協議して締結したものと思われる。その際、区職労については、区職員で構成する非営利団体であり、主に加入職員からの会費等の徴収のみで運営されている状況を勘案して、双方が合意のうえで分担金の50%減額をしたものとする。」

したがって、第5-1-(2)で述べたとおり、そこには法的効果をもたらす労使慣行の効力が生じていたと見ることができ、また、区側に区職労への支配介入の意図はないと判断できる。

以上を踏まえると、実質的に当該50%減額は区職労の自主性・独立性を損なうとは言い難く、不当労働行為に当たる経費援助とまでは言えない。

よって、請求人が指摘するような労働組合法上の違法性の問題は生じない。

## 2 電気料金の算定について

請求人が主張する項目(第1-3-(1)主張事実「イ」)の「電気料金はシビックセンター内の総使用量を組合事務室内の使用電力機器を按分して分担金を設定していると考えられる。」との主張についてであるが、検討の前提として、区職労事務室の目的外使用許可に係る電気料金は蛍光灯・コピー・ファクシミリ・輪転機の一ヶ月あたり使用量を基に算定しているものであることを申し添える。

これを前提に、算定の基礎となる電気製品(第1-3-(1)主張事実「ア」)の電気料金について検討する。

この件については、施設管理課からは次のような説明がなされた。

「組合事務室の電気製品については、本件に係る情報公開請求を受けた際に、区職労執行委員長に口頭による確認を行った。また、本件住民監査請求を受けて11月19日に使用状況の現地調査を行い、パソコン等協定以外の電気器具があることを確認した。パソコン、プリンターをはじめとした事務機器等の使用は必要と考えている。冷蔵庫に

については、旧庁舎時代から使用の実態があったとのことである。現在、各フロアにも冷蔵庫を一定数配置しており、組合事務室にも一定の必要はあるものと考えている。電子レンジについては、食品を温めることもあり、設置の必要はあると考えており、その使用料については、一時的に電気を使用することにはなるが、大きな影響の出ない範囲であるととらえている。協定における電気量の算定基礎と実際の使用量に差異が生じていることについては、当初の協定締結時からある程度実際の使用状況との差異が生じていたことを認識していたのではないかと考えている。」

この説明を確認するうえでの関係書類としては、区職労との協定書及びこれを決定した起案文書があるのみである。これらの書類は、書類の保存年限である平成19年度までしか存在しないが、算定基礎の内容は平成24年度と変わらないものであった。

電気使用量の算定方法については、積上方式をとった理由に関する記録がなく確認することはできないが、先に50%減額についての労働組合法上の違法性に関する項(第5-1-(3))で述べたとおり、旧庁舎時代に当初協定を締結した時点で区と区職労が協議したうえで協定書が取り交わされ、労使慣行によりこのような算定基礎が定着していたものであったことは首肯できる。

一方、電気料金を冷蔵庫等協定以外の電気器具を加えた使用実態に基づき、協定書による算定方法に当てはめ、施設管理課において試算した金額は、2,200円/月(50%減額後)とのことである。平成24年度の協定による電気料金は、1,400円/月(50%減額後)であることから、その差は月額800円で、年間では9,600円となる。仮に50%減額をしなかった場合は年間19,200円の差となるが、先に述べたとおり電気料金の50%減額措置を不当でないと解すれば区の増収となる額は、年間9,600円程度となる。

注) 電気器具を使用実態に基づき試算した場合

1か月の定額料金 : 53,103円 ÷ 12か月 ≒ 4,425円

(53,103円 : 冷蔵庫等を算入した場合の電気料金年間算定額(推計値・減額前))

1か月の分担金(50%減) : 4,425円 × 0.5 ≒ 2,200円(100円未満四捨五入)

以上の点から、長年の労使慣行に基づき毎年の協定を結んだうえで額を決定していること、また、他の電気器具を算入した場合の差が9,600円という額からすると著しく高額とは言えず、協定による算定方法が区職労の自主性・独立性を損なうものになるとは言い難いことから、不当労働行為に当たるとまでは言えない。

なお、請求人は子メーターを設置して使用量を計測すべきとの主張をしており、これについて触れる。

この件については、施設管理課からは次のような説明がなされた。電気・電話料金の分担金についての算定ルールについては、「(子メーターによる)実測徴収方式は店舗等に貸出しする予定で建設時から子メーターを設置した主に便益施設や自動販売機の

ような子メーターが簡易に設置できる」ものに設置し、「(電気器具による)積上げ方式は、組合事務室の電気料金に適用しており、室内で使用する電気機器の使用電力を積み上げ、算定している。」としている。

また、仮に子メーターをつけての計測・算定を実現するためには、「それにかかる工事費は約90万円であり、計測器は10年に一度交換する必要がありその経費が現時点で約20万円と想定される。」との説明があった。

この点については、先ほども述べたとおり、現在の使用電力量の算定方法は区職労の公益性に加えて、長年の労使慣行として定着しているものであり、また、シビックセンターにおける子メーターの設置は、便益施設や自動販売機に限るという当初からの基本的な考え方に基づくものであることから、子メーター方式を採用しないことに合理性はある。また、請求人からの陳述の際に、「区職労に子メーター設置の費用を負担させるべき」との主張もなされたが、上で述べたとおり長年の労使慣行として定着しているものであることから、区職労の負担で設置を求めることについては双方の協議により決定されるものであると考える。

### 3 電話料金の算定等について

請求人が主張する(第1-3-(1)主張事実「オ」)電話使用料の算定について検討する。

#### (1) 内線電話器の電話使用料金の算定について

この件については、施設管理課から次のような説明がなされた。

「施設管理課で所管する電話は3種類あり、その合算した額を基礎金額としている。そのうち、ダイヤルインについては、INS1500という回線3本で運用しており、ダイヤルインごとの通話料金の内訳は請求書から把握できない状況である。」

したがって、現在、シビックセンターでは個別電話器ごとに電話使用料金を把握するシステムをとっておらず、契約上、ダイヤルインは「INS1500」という回線3本の電話使用料金として計上されるものであり、現時点では総回線の平均値で内線1本当たりの電話料金を出すことに一定の合理性はある。

また、請求人の陳述時になされた「通常時はともかく、春闘のときに平均額を上回り、相当使っているはずである。」という主張については、請求人の経験及び推測に基づくものと考えられるが、区職労がそのように大量の外線電話をかけているとする事実は確認できないため、採用できない。

なお、本件住民監査請求とは別のものであるが、陳述時に述べられた、「請求人に開示のあった電話回線数と年間使用料金と代理人に開示のあった電話回線数と年間使用料金に整合性がない。」との主張に対しては、施設管理課で把握しているシビックセンター内の電話とこれ以外の区有施設等各課が把握している電話との相違であるとの説明が施設管理課よりなされた。

さらに、監査の過程で見られた書類の不備について付言する。平成24年度の区職労との協定書に関して、起案文書に添付されている協定書案の電話料金額と実際に取り交わされた協定書原本における電話料金額との数値が異なっていた。起案文書の方が誤りであったため、実際の徴収額を誤ってはいなかったとはいうものの、今後、このような誤りがないよう適切な書類作成に十分注意を払われたい。

## (2) 電話器を買い与えたとの主張について

請求人が主張する（第1-3-(1)主張事実「エ」）区が電話器を買い与えた、という点について検討する。

この点について、施設管理課の説明によると「電話器は、施設管理上も必要なため、組合事務室以外に便益施設や目的外使用施設においても設置している。区がシビックセンター建設当初に電気設備工事契約により設備として設置したものの。」とのことであった。

そこで、シビックセンター内における電話器の設置状況を見ると、公証役場、司法書士合同事務所、便益施設など各種施設においても、シビックセンター建設時の初度什器として区が電話器を設置しており、防災やセキュリティ上、各施設に電話器を設置することは不合理なことではなく、その対価を徴しないことについて違法、不当とは言えない。

## 4 区における使用料等の見直しについて

本年2月に、大阪市が大阪市役所労働組合及び大阪市役所労働組合総連合に対して、本年4月1日以降の組合事務所の目的外使用申請を不許可としたことを始めとして、職員団体等への組合事務所の使用許可や使用料に関し急速に問題提起がなされるようになってきている。また、23区においても今年度から足立・墨田・中野区で施設使用料の徴収が開始されたところである。

このように、他自治体において職員団体に対する使用許可の見直しが進んでいる中において、関係課に対する事情聴取の場において職員課より「他自治体の状況を受け、区においては本請求以前の本年3月に、区職労に対して使用料の負担等について、見直しが必要なことを伝えている。」との説明がなされた。

したがって、区が区職労に対して問題提起を行い、現状を漫然と放置しているわけではなく、見直しに向けて協議を進めようとしている以上、協議の結論を出し、現状を是正するためには、一定の期間も必要になるものである。そのような協議や是正のために必要な合理的期間が経過しないなかで、現状における実費の徴収状況は不当である、と断じることはできない。

## 5 結論

以上から、請求人の主張事実に関し、地方自治法及び文京区関係例規上も、労働組合法上も違法、不当とまで言える点はなく、請求人の主張事実はいずれも財産の管理を怠る事実には該当しない。

よって、監査委員の合議により、本件住民監査請求は、理由がないものと判断した。

なお、本件に関し、監査委員の意見・要望を付す。

本区が取り組んだ受益者負担の適正化として、約10年ぶりの大規模な利用者負担の見直しが行われている中で、区及び区職員に対する納税者の目は厳しさを増している。こうした中で、長年にわたり電気・電話料金の減額や算定方法の見直しを行わず、これを労使慣行ということにより過去からの経緯を引き継いで毎年繰り返していることは誤解を招きかねない。

本件に関係する各課においては、これまでの労使慣行を一定尊重しつつも、現時点において妥当なものであるかどうか改めて見直し、区職労に対して相応の負担を求めよう検討されたい。

なお、今回の区職労事務室における電気料金等の実費徴収に係る問題にとどまらず、目的外使用許可に携わる関係各課においては、使用料及び実費の徴収にあたって減額等を行っている場合は、これを継続することの妥当性を十分検討するなどして、適切な徴収に努められるよう期待する。